

2001年11月7日

和解に関する一般的知識－法務委員会作成資料「中間報告の補充書」改訂版

社団法人日本ハングライティング連盟

会長 朝日和博殿

理事会及び理事各位

法務委員会委員長 城 涼 一


1 訴訟が提起されても、訴訟は、全ての事件が判決にまで至るわけではない。多くの事件は和解で終了する。和解とは、裁判所における話しによる解決である。

和解には色々な場合があり、被告側が責任を認めて和解する場合もあれば、責任は曖昧なまま白黒つけずに和解することも多い。すなわち、和解することと事故の責任を認めることは全く別である。

民事紛争解決の手段としては、一般的に、判決よりも和解による解決の方が望ましいと考えられている。それは、判決の場合は、必ず一方に不満が残るが、和解の場合、一応は当事者双方が合意に達し、自分の意思で事件に整理をつけるからである。

2 和解のメリット・デメリット

和解のメリットは、原告・被告の双方が納得した解決ができること、早期解決ができること、判決で敗訴したときよりも有利な条件で解決できること、判決で不利な事実認定あるいは法的判断を受けることを避けることができるなどである。

和解のデメリットは、全面勝訴したときよりは不利になること。

本件について和解することのデメリットは、具体的な和解条件が出て来ないと検討することができない。

3 本件における和解の可能性

訴訟上における和解の時期としては、最終的に判決が出されるまで、いつでも可能であるが、相手の合意が必要なことなので必ず和解できるわけではない。

本件訴訟では、全訴訟当事者を含めた和解もありうるし、あるいは、JHFと原告だけが和解すること、他の被告二名と原告だけが和解することも手続上は可能である。

本件訴訟における和解の可能性については、原告代理人と具体的に連絡を取ってみない

と判断しない。

和解できるか否かは、原告・被告双方が納得する和解条件を構成することができるかどうかにかかっている。要するに、双方の譲り合いによって、一致点を見いだすことができるかどうかである。

なお、その場合、正式に和解を申し入れると、訴訟の結果について自信がないという憶測を呼ぶ恐れがある。したがって、そのような事態を避けるために、あくまでも法的責任の問題は別にして「話し合い解決」が可能か否か、まあ、表現は難しいが、何となく相手方の代理人に聞く方法を取り、決して不利な言質は取られないようにするのが弁護士的一般的行動である。これが出来ない弁護士はない。

4 和解しない場合の訴訟の進行

一審判決 → 控訴 → 控訴審判決 → (上告)

第一審裁判所において、双方が書証（書類による証拠）や人証（証人尋問）を出して立証を尽くし、そのうえで裁判所が判決を下す。それまでの期間は、少なくとも一年程度はかかると思われる。

なお、一番における証拠調べの後に裁判所から和解の勧告がなされることは良くあることである。その時点では、既に裁判所はある程度の心証をつかんでいるので、和解できなければ判決という緊迫した事態での和解交渉となる。

第一審判決に対しては、敗訴した側は東京高等裁判所に対して控訴することができる。

控訴審は、弁論を一回聞いて結審ということも多いが、本件の場合は特殊な事件なので、そのようなことはなく、おそらく、さらに半年程度は時間がかかると思われる。第一審における審理に不十分な点があれば、さらに審理期間は延びる。

控訴審判決に対しては上告、上告受理申立がある。しかし、上告理由は憲法違反、上告受理申立も判例違反等に限定されるため、通常、最高裁で判決が覆される可能性は著しく低い。